

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意

－2024年度に急増しています－（国民生活センターHPより抜粋**）**

分電盤の点検商法に関する相談が2024年度に入り急増しています。分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。分電盤の点検商法に関する相談件数は2024年11月末時点で2023年度同期と比べ約25倍となっており、契約当事者の約8割が70歳以上です。

相談事例では、業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。中には電話口で電力会社やその委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため、寄せられる相談事例を紹介するとともに、消費者に注意を呼びかけます。

***大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

相談事例

* 電力会社の委託を受けたという業者の点検後に交換工事を契約したが、委託というのはうそだった

契約している電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。

（2024年6月受付 90歳代 男性）

* その他、以下のような相談も寄せられています

○不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。

○漏電による火災は保険が下りないと言われ不安になり契約した。

○分電盤は15年で交換することが法律で決められていると言われ契約してしまった。

【相談事例からみる問題点】

* 電話等で電力会社やその委託会社を名乗るなどして突然点検を持ち掛ける。

* 点検後に不安にさせ分電盤交換の契約を急がせる。

* 分電盤交換は法律で定められている、分電盤の漏電では火災保険が下りないなどとうその説明をする。

◇消費者へのアドバイス◇

* 電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。

* 点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

- * クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- * 4年に1回の無料法定点検について日頃から確認しておきましょう。
- * 不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。
- * *消費者ホットライン「188（いやや!）」番
- * 最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）





「分電盤の点検に行きます」の☎電話から始まる勧誘に注意



トラブルにあわないために

- ・ 電話等で点検を持ち掛ける業者には**安易に点検させない!**
- ・ **その場では契約せず、十分に比較・検討する!**
- ・ **4年に1度の法定点検**について日頃から確認しておく!
- ・ **困った時は消費者ホットライン188へ相談する!**

